

消食基第 490 号
令和 7 年 8 月 1 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

内閣総理大臣 石破 茂
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる食品の安全性審査を行うこと。

高オレイン酸含有ダイズ DP-305423-1 並びに
除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性
ダイズ 44406 系統の掛け合わせ品種



高オレイン酸含有ダイズDP-305423-1 並びに除草剤アリルオキシアルカノエート系、
グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ 44406 系統の掛け合わせ品種
に係る食品健康影響評価について

1. 趣旨

「高オレイン酸含有ダイズDP-305423-1 並びに除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ 44406 系統の掛け合わせ品種」については、令和7年7月 11 日付けでコルテバ・アグリサイエンス日本株式会社から、遺伝子組換え食品の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法(平成 15 年法律第 48 号)第 24 条第 1 項第 14 号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品目の概要

本品目は、安全性審査を経た旨が公表された「高オレイン酸含有ダイズDP-305423-1」(以下、「DP-305423-1」という。)及び「除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ44406系統」(以下、「44406系統」という。)を、従来の育種法により掛け合わせて作出したものである。

親系統であるDP-305423-1には、高オレイン酸形質及び除草剤アセト乳酸合成酵素阻害剤耐性の付与を目的として、*gm-fad2-1*遺伝子断片及び*gm-hra*遺伝子の導入等が行われている。また、44406系統には、除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性の付与を目的として、改変*aad-12*遺伝子、*2mepsps*遺伝子及び*pat*遺伝子の導入等が行われている。

3. 利用目的及び利用方法

本品目は、従来のダイズと同じ用途で使用され、加工方法等も従来のダイズと変わらない。

4. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を踏まえ、官報公告等の手続を進める。